

身体的拘束等の適正化のための指針

【本指針の適用事業】

第1条 本指針は次に掲げる事業に適用（以下適用事業）します。

- ・ 特別養護老人ホーム高槻荘
- ・ グループホーム高槻荘「ゆらら」
- ・ 高槻荘居宅介護支援事業所
- ・ 高槻荘ケアプランセンター桃園
- ・ 郡家・高槻荘ホームヘルパーステーション
- ・ 高槻荘ホームヘルパーステーション桃園
- ・ 高槻荘訪問看護ステーション桃園
- ・ 高槻荘郡家デイサービスセンター
- ・ 高槻荘やすらぎデイサービスセンター
- ・ 小規模多機能センター高槻荘ゆらら
- ・ 郡家地域包括支援センター
- ・ 高槻荘共用型デイサービスセンター「ゆらら」

【施設・各事業における身体拘束等の適正化に関する基本的考え方】

第2条 適用事業では、身体的拘束は、ご入居者やご利用者の生活の自由を制限するものであり、ご入居者やご利用者の尊厳ある生活を阻むものです。適用事業の施設・各事業では、ご入居者やご利用者の尊厳と主体性を尊重し、拘束を安易に正当化することなく職員一人ひとりが身体的・精神的弊害を理解し、拘束廃止に向けた意識をもち、身体的拘束等をしないケアの実施に努めます。

（介護保険法及び障がい者総合支援法指定基準の身体的拘束禁止の規定）

サービス提供にあたっては、当該ご入居者やご利用者又は他のご入居者やご利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等その他のご入居者やご利用者の行動を制限する行為を禁止しています。

（緊急・やむを得ない場合の例外三原則）

ご入居者やご利用者個々の心身の状況を勘案し、疾病・障害を理解した上で身体的拘束等を行わないケアの提供をすることが原則です。しかしながら、以下の3つの要素のすべてを満たす状態にある場合は、必要最低限の身体的拘束を行うことがあります。

① 切迫性

ご入居者やご利用者本人または他のご入居者やご利用者等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと。

② 非代替性

身体的拘束その他の行動制限を行う以外に代替する介護方法がないこと。

③ 一時性

身体的拘束その他の行動制限が一時的なものであること。

※身体的拘束を行う場合には、以上三つの要件を全て満たすことが必要です。

【身体的拘束適正化検討委員会その他施設内の組織に関する事項】

第3条 適用事業では身体的拘束の廃止に向けて、「身体的拘束適正化検討委員会」を設置します。なお、本委員会の運営責任者は荘長とし、適用事業における身体的拘束の廃止に向けた取り組みの推進者（以下担当者）は、以下のとおりです。

・ **特別養護老人ホーム高槻荘**

- ・ 介護科長、生活相談員、看護師、管理栄養士、機能訓練指導員、計画作成担当者
医師（必要に応じて）

・ **グループホーム高槻荘「ゆらら」**

- ・ 管理者もしくは管理者が選出する代表者

・ **高槻荘居宅介護支援事業所**

- ・ 管理者もしくは管理者が選出する代表者

・ **高槻荘ケアプランセンター桃園**

- ・ 管理者もしくは管理者が選出する代表者

・ **郡家・高槻荘ホームヘルプステーション**

- ・ 管理者もしくは管理者が選出する代表者

・ **高槻荘ホームヘルプステーション桃園**

- ・ 管理者もしくは管理者が選出する代表者

・ **高槻荘訪問看護ステーション桃園**

- ・ 管理者もしくは管理者が選出する代表者

・ **高槻荘郡家デイサービスセンター**

- ・ 管理者もしくは管理者が選出する代表者

・ **高槻荘やすらぎデイサービスセンター**

- ・ 管理者もしくは管理者が選出する代表者

・ **小規模多機能センター高槻荘ゆらら**

- ・ 管理者もしくは管理者が選出する代表者

・ **郡家地域包括支援センター**

- ・ 管理者もしくは管理者が選出する代表者

・ **高槻荘共用型デイサービスセンター「ゆらら」**

- ・ 管理者もしくは管理者が選出する代表者

2 委員会の開催は、適用事業で一体的に運営し、取り組みの性質上、虐待防止委員会と一体的に運営します。

3 委員会の実施にあたっては、Webを用いる場合があります。

4 委員会は隔月開催し、臨時・緊急的に開催する必要がある場合は、運営責任者が必要な都度招集します。

5 委員会では次のような内容について協議するものとします。

- ① 適用事業での身体的拘束廃止に向けての現状把握及び改善についての検討
- ② 身体的拘束を実施せざるを得ない場合の検討及び手続き
- ③ 身体的拘束を実施した場合の解除の検討

- ④ 身体的拘束廃止に関する研修計画の作成と実施
- ⑤ 身体的拘束廃止と人権を尊重したケアに関する全職員への指導

【身体的拘束等の適正化のための職員研修に関する基本方針】

第4条 職員に対する身体的拘束等の適正化のための研修は、身体的拘束等の適正化に関する基礎的内容等の知識を普及・啓発するものであるとともに、本指針に基づき身体的拘束の廃止と人権を尊重したケアの励行を図ります。

2 実施は年2回以上行います。また、新規採用時には必ず身体的拘束等の適正化のための研修を実施します。

***ただし、特別養護老人ホーム高槻荘及びグループホーム高槻荘「ゆらら」を除く事業については年1回以上とします。**

3 研修の実施内容については、研修資料、実施概要、出席者等を記録し、電磁的記録等により保存します。

【施設内で発生した身体的拘束等の報告方法等の方策に関する基本方針】

第5条 適用事業において、報告、改善のための方策を定め、周知徹底する目的は、身体的拘束等の適正化について、施設・各事業全体で情報共有し、今後の再発防止につなげるためのものであり、決して職員の懲罰を目的としたものではないことを理解し、以下のことを実施します。

- (1) 身体的拘束等について報告するための様式を整備すること。(様式1)
- (2) 介護職員その他の職員は、身体的拘束等の発生ごとにその状況、背景等を記録するとともに、様式1に従い、身体的拘束等について報告すること。
- (3) 身体的拘束適正化検討委員会において、(2)により報告された事例を集計し、分析すること。
- (4) 事例の分析に当たっては、身体的拘束等の発生時の状況等を分析し、身体的拘束等の発生原因、結果等を取りまとめ、当該事例の適正性と適正化策を検討すること。
- (5) 報告された事例及び分析結果を職員に周知徹底すること。
- (6) 適正化策を講じた後に、その効果について評価すること。

【身体的拘束等の発生時の対応に関する基本方針】

第6条 ご入居者やご利用者の生命又は身体を保護する為の措置として緊急やむを得ず身体的拘束を行わなければならない場合は、以下の手順に従って実施します。

<介護保険法及び障がい者総合支援法指定基準において身体的拘束禁止の対象となる具体的な行為>

- ①徘徊しないように、車椅子やイス・ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ②転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ③自分で降りられないように、ベッド柵（サイドレール）で囲む。
- ④点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢をひも等で縛る。

- ⑤点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、または、皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける。
- ⑥車椅子・イスからずり落ちたり、立ち上がったりにしないように、Y字型拘束帯や腰ベルト、車いすテーブルをつける。
- ⑦立ち上がる能力のある人に対し立ち上がりを妨げるような椅子を使用する。
- ⑧脱衣やおむつはずしを制限するために、介護衣（つなぎ服）を着せる。
- ⑨他人への迷惑行為を防ぐ為に、ベッドなどに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ⑩行動を落ち着かせるために、抗精神薬を過剰に服用させる。
- ⑪自分の意志で開けることのできない居室等に隔離する。 等

(1) カンファレンスの実施

緊急やむを得ない状況になった場合、身体的拘束適正化検討委員会を中心として、各関係部署の代表が集まり、拘束によるご入居者やご利用者の心身の損害や拘束をしない場合のリスクについて検討し、身体的拘束を行うことを選択する前に①切迫性②非代替性③一時性の3要素の全てを満たしているかどうかについて検討・確認します。要件を検討・確認した上で身体的拘束を行うことを選択した場合は、拘束の方法、場所、時間帯、期間等について検討しご本人・ご家族に対する説明書を作成します。また、廃止に向けた取り組み改善の検討会を早急に行い実施に努めます。

(2) ご入居者・ご利用者本人やご家族に対しての説明

身体的拘束の内容・目的・理由・拘束時間又は時間帯・期間・場所・改善に向けた取り組み方法を詳細に説明し、十分な理解が得られるように努めます。

また、身体的拘束の同意期限を越え、なお拘束を必要とする場合については、事前に行っている内容と方向性、ご入居者やご利用者の状態などを確認説明し、同意を得た上で実施します。

(3) 記録と再検討

専用の様式を用いて、その様子・心身の状況・やむを得なかった理由などを記録します。身体的拘束の早期解除に向けて、拘束の必要性や方法を随時検討します。その記録は2年間保存し、行政担部局の指導監査が行われる際に提示できるようにします。

(4) 拘束の解除

(3)の記録と再検討の結果、身体拘束を継続する必要がなくなった場合は、速やかに身体的拘束を解除します。その場合には、ご入居者やご利用者、ご家族に報告いたします。

尚、一旦、その時の状況から試行的に身体拘束を中止し、必要性を確認する場合がありますが、再度、数日以内に同様の対応で身体的拘束による対応が必要となった場合には、ご家族に連絡し、経過報告を実施するとともに、その了承のもと同意書の再手続なく生命保持の観点から同様の対応を実施させていただきます。

【ご入居者及びご利用者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針】

第7条 ご入居者及びご利用者はいつでも本指針を閲覧することができます。また当施設のホームページ上でいつでも閲覧可能な状態にします。

【その他身体的拘束等の適正化の推進のために必要な基本方針】

第8条 第4条に定める研修会その他、関係機関・団体より提供される身体的拘束等の適正化に関する研修等には積極的に参画し、身体的拘束の廃止と人権を尊重したケアの励行のために常に研鑽を図ります。

附則

平成30年6月1日より施行する。

令和3年4月1日より施行する。

令和5年11月1日より施行する。

令和6年4月1日より施行する。

令和7年4月1日より施行する。